

○廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金交付要綱

令和元年 5 月 3 0 日

告示第 5 号

改正 令和元年 6 月 2 5 日告示第 2 6 号

令和 2 年 7 月 3 1 日告示第 1 8 5 号

令和 4 年 6 月 1 日告示第 1 8 6 号

(趣旨)

第 1 条 市は、佐伯地域及び吉和地域への子育て世帯等の転入及び定住を促進するため、佐伯地域及び吉和地域において住宅を新築し、新築住宅を購入し、又は中古住宅を購入（中古住宅の購入に併せて改修工事を行う場合を含む。以下同じ。）し定住する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成 5 年規則第 1 0 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 佐伯地域 旧佐伯町の区域をいう。
- (2) 吉和地域 旧吉和村の区域をいう。
- (3) 対象区域 佐伯地域及び吉和地域をいう。
- (4) 定住 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）を生活の本拠として、1 0 年以上継続して居住することをいう。
- (5) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根、柱及び壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいい、建築設備を含むものとする。
- (6) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (7) 併用住宅 建築物に個人住宅部分と、店舗、事務所又は賃貸住宅等（以下「非個人住宅」という。）の部分がある建築物をいう。ただし、居住部分の面積割合が 2 分の 1 以上のものに限る。

- (8) 集合住宅 個人住宅部分と非個人住宅部分があり、それぞれが区分登記されており、かつ、個人住宅部分、非個人住宅部分及び玄関その他の共用部分が独立した建築物をいう。
- (9) 個人住宅等 前3号に掲げる建築物をいう。
- (10) 中古住宅 申請日において築後年数が2年を超えている個人住宅等又は申請日以前において居住の用に供されたことがある個人住宅等をいう。
- (11) 改修工事 個人住宅等の購入に併せて、当該個人住宅等の機能の向上のために行う改築、増築（棟続きの場合に限る。）、修繕、模様替え及び市長が別に定める建築設備（以下「設備」という。）の改善をいう。
- (12) 個人住宅等の新築 対象区域内に個人住宅等を新たに建築し取得することをいう。ただし、相続、贈与又はその他取得対価を伴わない事由により建物を取得した場合を除く。
- (13) 購入 自己の居住の用に供する目的で対象区域内に存する個人住宅等を新たに購入することをいう。
- (14) 6歳以上18歳未満子育て世帯 第6条に規定する補助金の交付申請を行った日の属する年度の4月1日において、満6歳以上満18歳未満までの三親等以内の者と同居する世帯をいう。
- (15) 6歳未満子育て世帯 第6条に規定する補助金の交付申請を行った日の属する年度の4月1日において、満6歳に達するまでの三親等以内の者と同居する世帯をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象住宅を購入した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者又は当該補助対象者の配偶者のいずれかが、佐伯地域又は吉和地域の補助対象住宅に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入（対象区域内に住所を定めるもの

に限る。以下「転入」という。)をした者であって、転入日の前日において引き続き3年以上廿日市市外に住所を有しているもの若しくは現に向原お試し住宅に居住していたもの又は現に吉和定住促進住宅に居住していた者であって、吉和地域の補助対象住宅へ住民基本台帳法第23条に規定する転居をした者

- (2) 補助対象住宅に補助対象者以外に、当該補助対象者の配偶者又は補助対象者若しくは当該補助対象者の配偶者の一親等以内の親族が入居すること。
- (3) 補助対象者又は当該補助対象者の配偶者のいずれかの年齢が、補助金の交付を申請した日において、満50歳未満までであること。
- (4) 補助対象住宅及びその設備に関して、国、県又は市の制度による他の補助又は補償等を受けていない者。ただし、廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱（平成30年7月10日告示第281号）第13条の規定による補助金の交付を受けている者が、その対象経費となっている部分以外について、この要綱の規定による補助金の申請をする場合は除く。
- (5) 居住地の地域コミュニティ活動への参画の意思を有する者
- (6) 定住の意思を有する者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 現に住所を有する市区町村において、市区町村民税（廿日市市に住所を有してから1年を経過しない者については、前住所地に係る市区町村民税）を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (3) 前2号のいずれかに該当する者と補助対象住宅において同居している者

（一部改正〔令和2年告示185号〕）

（補助対象住宅）

第4条 補助対象住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が所有し定住する目的で、対象区域（ただし、吉和定住促進住宅に居住する者にあつては吉和地域に限る。）において令和4年4月1日以降に住宅の新築、新築住宅の購入又は中古住宅の購入を行う個人住宅等の個人住宅部分であること。
- (2) 補助対象者又は当該補助対象者の配偶者の三親等内の親族から購入する個人住宅等でないこと。
- (3) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた住宅の場合は、同一世帯同一家族が定住する住宅でないこと。

（補助事業等）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、補助金額等は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2のいずれかの区分に該当するときは、それぞれ当該各区分に定める単位に応じた額を当該補助金額等に加算した額とする。

2 補助金の交付は、同一住宅同一世帯に対して1回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に係る廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、建物の登記を行った日又は世帯全員が新築等を行った住宅の住所地に住所を移した日から6か月以内に市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認できる書類は、添付を省略することができる。

- (1) 廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金交付申請に関する誓約書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象者又は当該補助対象者の配偶者のいずれかが、市外に3年以上引き続き住所を有していたことが確認できるもの
- (3) 補助対象者及び補助対象住宅に同居する者が、現に住所を有する市区町村において、市区町村民税（廿日市市に住所を有してから1年を

経過しない者については、前住所地に係る市区町村民税）を滞納していないことが確認できるもの（滞納のない証明）

- (4) 補助対象住宅の所有等を確認できるもの
- (5) 位置図、平面図及び立面図
- (6) 補助対象住宅の外観の写真
- (7) 中古住宅の購入に併せて改修工事を行う場合にあっては、工事の内容が確認できる間取り図及び施工箇所の写真
- (8) 住宅購入契約書又は工事請負契約書の写し
- (9) 補助事業に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (10) 建築確認が必要な建築行為の場合は、検査済証の写し
- (11) 住民票等対象住宅に住所を移したことが確認できる書類
- (12) その他市長が特に必要と認める書類

（一部改正〔令和２年告示１８５号〕）

（補助金の交付の決定）

第７条 市長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金交付決定通知書（別記様式第３号）により、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金不交付決定通知書（別記様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第８条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服がある場合で申請の取下げをするときは、廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金交付申請取下書（別記様式第５号）を市長に提出しなければならない。この場合において、規則第７条第１項の市長が定める期日は、前条の規定による交付の決定の通知を受けた日の翌日から起算して３０日以内とする。

（権利譲渡の禁止）

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補助金の交付の手続きの特例）

第10条 規則第24条の規定に基づき、次に掲げる手続きは省略できるものとする。

(1) 規則第12条の規定による実績報告

(2) 規則第13条の規定による補助金等の額の確定

（補助金の請求及び交付）

第11条 第7条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないものと認める場合を除き、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則、この要綱又は補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 補助対象住宅を補助金の交付を受けた日（以下「基準日」という。）から10年未満で取り壊し、又は売却したとき。

(4) 基準日から10年未満で転出又は転居したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金交付決定

(全部・一部) 取消通知書 (別記様式第 7 号) により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金返還命令書 (別記様式第 8 号) により交付決定者にその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令を受けた者は、命令を受けた日から 20 日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(状況報告)

第 14 条 市長は、定住の状況を確認するため必要があると認めるときは、補助事業の実施後において、交付決定者に報告を求めることがある。

2 前項の規定による報告を求められたときは、交付決定者は、これに応じなければならない。

(実施規定)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 6 月 25 日告示第 26 号)

この告示は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 31 日告示第 185 号)

1 この告示は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 3 条第 1 項第 1 号及び第 6 条第 2 号の規定については、この告示の施行の日以後に交付申請される補助金の交付について適用し、同日前に交付申請された補助金の交付については、なお従前の例とする。

附 則 (令和 4 年 6 月 1 日告示第 186 号)

1 この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 この告示による改正後の規定については、この告示の施行の日以後に交付申請される補助金の交付について適用し、同日前に交付申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第 1（第 5 条関係）

区分	補助金額	限度額	
		佐伯地域	吉和地域
住宅の新築又は新築住宅の購入	対象事業の 2 分の 1 以内（算出した金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	100 万円	150 万円
中古住宅の購入		60 万円	90 万円

備考 補助事業に要する経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

別表第 2（第 5 条関係）

区分	単位	加算額
6 歳以上 18 歳未満子育て世帯	6 歳以上 18 歳未満の子 1 人につき	20 万円
6 歳未満子育て世帯	6 歳未満の子 1 人につき	30 万円

備考 別表第 1 に掲げる補助金額に加算額を加えた額が補助事業に要する経費を超える場合は、当該補助事業に要する経費を上限とする。

（別記）